

平成22年10月13日

武富士対策弁護団結成のお知らせ

弁護団長兼静岡県沼津事務局長 弁護士 二宮 仁
静岡事務局長 弁護士 鶴岡 寿治
浜松事務局長 弁護士 岡島 順治

さて、この度静岡県弁護士会は、武富士問題について相談件数が多いこと、武富士問題について多くの方の不安を解消し、適切な処理を行うことによって混乱を避ける等の目的から、武富士対策弁護団を立ち上げましたのでご連絡致します。

平成12年のライフ会社更生の際には、債権届出をしなかった債務者は過払金が請求できないばかりか、残債について新たに契約した債務者は残額通りの支払を余儀なくされたという不公平な事態が発生したこともございました。また10月5日に行われた債権者説明会において、保全管理人からは「全ての過払い債権者に対して個別通知することは消極的であり、また「少額債権者に対する弁済を優先することは今のところ考えていない」等、問題のある発言がなされました。すなわち、過払いのある方は、自ら積極的に届出をしないと、過払請求権が失権してしまう可能性が高いということです。

そこで、クレサラ問題及び倒産手続に精通した弁護士が、武富士問題に関する限り、実質無料で相談と処理に対応していきます。

武富士問題に対する弁護団の対応は以下の通りです。

- ①取引経過表を取り寄せ、過払いが発生しているか、残債が残るか判断する。
- ②過払いが発生している場合には、武富士の会社更生債権として届出を行う。
※会社更生手続き上、期限内に届出をしなかった場合には過払請求権が失権してしまうので、そのような事態が生じないよう弁護士が届出を代行する。
- ③更生計画に同意した場合は、その後の配当手続について代行する。
- ④更生計画に反対する場合は、弁護団として意見を述べる。
- ⑤過払いが発生しておらず残債がある場合には、無理のない弁済案を提示して、債務整理を行う。

以上の点について、武富士の問題に関し、弁護団名簿登録の弁護士は、着手金無料、債務整理手続の報酬無料、但し後日支払われた場合に限り、配当額の10%を報酬としていただくという内容で実施することと致しました。

この条件であれば、弁護士費用の捻出が困難な方でも、弁護士へご相談いただけるものと思います。

武富士対策弁護団に関する問い合わせ窓口は下記の通りです。

武富士対策弁護団に関する問い合わせ窓口

- 静岡県弁護士会 静岡支部：電話番号054-252-0008
- 静岡県弁護士会 浜松支部：電話番号053-455-3009
- 静岡県弁護士会 沼津支部：電話番号055-931-1848

※各支部代表番号となります。